

外国証券取引所に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第 号）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法第五十四号）の施行に伴い、並びに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国証券取引所に関する内閣府令を次のように定める。

平成十五年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

外国証券取引所に関する内閣府令

（訳文の添付）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五章の二若しくは第百八十八條、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一条。以下「令」という。）第五章の二又はこの府令の規定により、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長（次条において「内閣総理大臣等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないもの

があるときは、その訳文を付さなければならない。

(外国通貨の換算)

第二条 法第五章の二若しくは第百八十八条、令第五章の二又はこの府令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨をもつて金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

(内閣府令で定める業務)

第三条 法第百五十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、法第六十五条の二第一項の登録に係る法第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務とする。

(認可申請書のその他の記載事項)

第四条 法第百五十五条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 外国有価証券市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）を開

設した年月日

二 外国証券取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。）

以下同じ。)の商号又は名称及び外国証券取引所入出力装置(法第百五十五条第一項に規定する外国証券取引所入出力装置をいう。以下同じ。)を設置する営業所(外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店とし、登録金融機関にあつては営業所又は事務所とする。)及び部署の名称

三 資本の額

四 他に業務を営んでいる場合は、その事業の種類

(認可申請書の添付書類)

第五条 法第百五十五条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(業務規則

(同項第一号に規定する業務規則をいう。)に記載されているものを除く。)とする。

一 外国証券取引所参加者に行わせようとする取引の種類

二 外国市場取引(法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国市場取引をいう。以下同じ。)に係る業務を管理する責任者の氏名及び役職名

三 外国市場取引に係る業務を行う部署(当該業務の一部を他の者に委託する場合は、その者を含む。)の名称及び組織の体制

- 四 外国市場取引の対象となる有価証券の種類、銘柄及び売買単位
 - 五 有価証券先物取引に類似する取引及び外国市場証券先物取引のうち外国市場取引の対象となる取引の種類、銘柄及び取引単位
 - 六 外国市場取引の参加資格に係る事項
 - 七 売買価格の決定方法
 - 八 気配、売買価格その他の価格情報の公表方法
 - 九 外国市場取引に係る有価証券の受渡しその他の決済方法及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法
 - 十 外国市場取引に係る取引記録の作成及び保存の方法
 - 十一 外国市場取引の執行状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制
 - 十二 その他外国市場取引の公正の確保に関する重要な事項
- 2 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 外国市場取引に係る業務を行うことを決議した役員会等の議事録

- 二 国内における事務所に駐在する役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下同じ。）及び国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書類
 - 三 役員及び国内における代表者が法第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 四 事務の機構及び分掌を記載した書類
 - 五 外国証券取引所参加者に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場を開設してから令第十九条の四第一項に定める期間以上を経過していること、又は同条第二項に定める場合に該当することを証する書面
 - 六 認可申請者が所在する国における外国証券市場を開設する業務に関する法制
 - 七 外国証券取引所参加者と取引を行う際に使用する契約書類
 - 八 外国市場取引に係る業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保存の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法
 - 九 その他法第百五十五条の三第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- （分割又は営業の譲渡）

第六条 令第十九条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される業務自体で外国有価証券市場を開設する業務を行うことができると認められる場合とする。

2 令第十九条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される業務自体で外国有価証券市場を開設する業務を行うことができると認められる場合とする。

(業務報告書の作成)

第七条 法第五百五十五条の五の規定により外国証券取引所が提出する業務報告書は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

(届出事項)

第八条 法第五百五十五条の七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 外国市場取引に係る業務を休止し、又は再開した場合
- 二 他の外国有価証券市場を開設する者(以下この号において外国有価証券市場開設者という。)と合併した場合、外国有価証券市場開設者の外国有価証券市場を開設する業務の全部若しくは一部を承継した場合、又は外国有価証券市場開設者から外国有価証券市場を開設する業務の全部若しくは一部を譲り受

けた場合

三 破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行った場合又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行った場合

四 法第百五十五条の三第二項第二号又は第三号の規定に該当することとなった場合

五 役員又は国内における代表者が法第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

六 国内における事務所に駐在する役員又は国内における代表者に法令等（法第百五十五条の三第一項第二号に規定する法令等をいう。次条において同じ。）に違反する行為があったことを知った場合

七 前号の行為の詳細が判明した場合

八 法第百五十五条の二第二項第三号の規定により提出した書類の内容に重要な変更があった場合
（提出書類）

第九条 外国証券取引所（法第二条第二十八項に規定する外国証券取引所をいう。以下同じ。）は、法第百八十八条の規定により、別紙様式第二号により作成された取引高報告を毎月及び毎年ごとに作成し、当該

期間終了後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 外国証券取引所は、電子情報処理組織に異常が発生し、当該電子情報処理組織を使用して外国市場取引又は受渡しその他の決済を継続的に行わせることが困難となった場合には、法第百八十八条の規定により、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、要改善事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

3 外国証券取引所は、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該各号に定める書類を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法令等又は業務規則に違反した外国証券取引所参加者に対し法令等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとった場合 外国証券取引所参加者の措置に関する報告書
- 二 役員又は従業員が外国市場取引に係る業務を執行するに際し、法令違反をした場合 役員又は従業員の法令違反に関する報告書

(申請書等の提出先)

第十条 法第百五十五条第一項の認可を受けようとする者は、法第百五十五条の二第一項の認可申請書の提

出については、書類一通を作成し、金融庁長官を経由してしなければならない。

- 2 法第百五十五条第一項の認可を受けようとする者は、前項の書類を内閣総理大臣に提出したときは、当該書類の写しを、当該認可を受けようとする者の国内における代表者の住所地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。（標準処理期間）

第十一条 内閣総理大臣は、法第百五十五条第一項の規定による認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - 一 当該申請を補正するために要する期間
 - 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
 - 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要なと認められる資料を追加するために要する期間

附 則

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

第 期業務報告書 (年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日提出

商号又は名称
所在地
国内における代表者の氏名

1 外国証券取引所の認可年月日

2 取引状況

(1) 種類別上場商品の状況

種 類	上 場 年 月 日	取 引 高

(記載上の注意)

1. 種類欄には、株式、債権、株価指数先物、株価指数オプション等を記入する。

2. 取引高欄には、種類別に取引単位を記入する。

(2) 上場商品の動向

(3) 清算状況

(4) システムの稼働状況

3 重要な機関(総会、理事会、委員会等)の運営状況

4 主な活動

5 自主規制機関(取引監視・考査)としての外国証券取引所参加者に対する活動状況

6 外国証券取引所参加者等の異動状況

(1) 概況

(2) 外国証券取引所参加者

7 規則の制定・変更

(1) 制定

(2) 変更

8 財務

(1) 損益状況

(2) 資産・負債・資本の状況

(3) 損失処理

(4) 財務諸表

9 組織

(1) 組織図

(2) 役員・委員会委員名簿

10 関係会社(親会社、子会社等の関連会社)の状況

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 設立年月日

(4) 事業内容

(5) 財務状況

(6) 当取引所との取引状況

(1)

全外国証券取引所参加者合計

取引別合計

平成 年 月分

	売 買 別	委 託		自 己		合 計			
		株 数 株	代 金 円	株 数 株	代 金 円	%	株 数 株	%	代 金 円
株 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
受 益 証 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
新 株 引 受 権 証 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
新 株 予 約 権 証 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
債 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
新 株 予 約 権 付 社 債 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
合 計	売 り								
	買 い								
	売 買 計								

(記載上の注意) 1. 毎月分及び毎年分について作成する。
2. 該当取引がない場合は記載を要しない。

(2)

全外国証券取引所参加者合計
取引別合計

平成 年 月分

	売 買 別	委 託		自 己		合 計						
		口	数 口	取 引 高	口	数 口	取 引 高	%	口	数 口	%	取 引 高
株 価 指 数 先 物	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
株 価 指 数 オ プ シ ョ ン	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
株 券 オ プ シ ョ ン	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
債 券 先 物	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
債 券 先 物 オ プ シ ョ ン	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
合 計	売 り											
	買 い											
	売 買 計											

(記載上の注意) 1. 毎月分及び毎年分について作成する。
 2. 該当取引がない場合は記載を要しない。
 3. 取引高については種類別に取引単位を記入する。

取引高報告

(3)

取引所参加者名
取引所参加者コード

平成 年 月分

	売 買 別	委 託		自 己		合 計			
		株 数 株	代 金 円	株 数 株	代 金 円	%	株 数 株	%	代 金 円
株 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
受 益 証 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
新 株 引 受 権 証 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
新 株 予 約 権 証 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
債 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
新 株 予 約 権 付 社 債 券	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
合 計	売 り								
	買 い								
	売 買 計								

(記載上の注意) 1. 毎月分及び毎年分について作成する。
2. 該当取引がない場合は記載を要しない。

取引高報告

(4) 取引所参加者名
取引所参加者コード

平成 年 月分

	売 買 別	委 託		自 己		合 計						
		口	数 口	取 引 高	口	数 口	取 引 高	%	口	数 口	%	取 引 高
株 価 指 数 先 物	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
株 価 指 数 オ プ シ ョ ン	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
株 券 オ プ シ ョ ン	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
債 券 先 物	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
債 券 先 物 オ プ シ ョ ン	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
合 計	売 り											
	買 い											
	売 買 計											

(記載上の注意) 1. 毎月分及び毎年分について作成する。
2. 該当取引がない場合は記載を要しない。
3. 取引高については種類別に取引単位を記入する。